

令和6年 冬の県民交通安全運動実施要綱

運動期間 12月1日(日)～12月10日(火)



運動の目的

広く県民に交通安全思想・交通ルール・正しいマナーの普及・浸透を図り、交通事故を防止する。

運動重点

- 歩行者と自転車の交通事故防止
- 早めのライト点灯と飲酒運転の根絶

スローガン

年間スローガン 家庭でも みんなで語ろう 交通ルール
サブスローガン すぐやめて ながら運転 事故のもと

運動重点とそれぞれの立場で実施する事項

運動重点① 歩行者と自転車の交通事故防止

【歩行者は】

- 夕暮れ時や夜間の外出は、明るく目立つ色の服や反射材等を着用する。
- 信号機を守って、横断歩道のある場所を横断する。
- 道路を横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認しながら横断する。



【自転車等の利用者は】

- 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットの着用に努める。
- 群馬県交通安全条例で義務づけられている自転車保険に加入する。
- 自転車等の交通ルール（信号に従うこと、一時停止で停止すること、原則車道の左側を通行すること、夜間はライトを点灯することなど）を守って運転する。
- 運転中のながらスマホはしない。

【運転者は】

- 生活道路や、通学路、スクールゾーンなどを通行するときは、子どもや高齢者を保護する意識を持ち、安全な速度で通行する。
- 自転車の交通事故の大半は、自動車との事故であることを念頭に、住宅地域や朝の通勤通学時間帯での運転では特に注意する。

【保育所・幼稚園・学校・職場等では】

- 子どもに対して教育現場や家庭での交通安全教育を推進する。
- 通学路や、子どもが日常的に通行する道路等における見守り活動等を推進する。
- 自転車事故の危険性や正しい通行方法などについて話し合い、交通ルールの理解を深める。



主唱 群馬県交通対策協議会

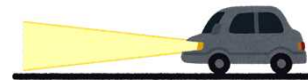
群馬県・群馬県警察・群馬県交通安全協会

(事務局 群馬県県土整備部道路管理課交通安全対策室)

運動重点② 早めのライト点灯と飲酒運転の根絶

【運転者は】

- 日没が早まることから、早めにライトを点灯する。
- ハイビームを活用し、歩行者や自転車の早期発見に努める。
- 速度を抑えて慎重な運転に心がける。
- 飲酒運転等の危険性や違法性を認識し、飲酒運転等は絶対にしない。
- 酒類が出る会合等に出席する場合は、公共交通機関等の利用を徹底する。



【自転車は】

- 夕暮れ時や夜間は、早めにライトを点灯し反射材を活用する。
- 自転車も飲酒運転は絶対にしない。



【家庭・学校・職場では】

- 夕暮れ時の事故が多いことから、明るく目立つ服装と反射材等の着用、早めのライト点灯について指導する。
- 飲酒運転等による事故の悲惨さと責任の重さ等について話し合い、「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成する。
- 運転者に対し飲酒運転の危険性や違法性を指導し、点呼時におけるアルコール検知器の使用を徹底する。

自転車の「ながらスマホ」、「酒気帯び運転」の罰則が強化されました

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化



警察庁・都道府県警察



令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合、**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

酒気帯び運転および助動



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。 ※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断路切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。